

○佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年2月9日佐賀県条例第7号）

（目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費について定めることを目的とする。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 教育長
- (4) 教育委員会委員
- (5) 公安委員会委員
- (6) 選挙管理委員会委員
- (7) 監査委員
- (8) 人事委員会委員
- (9) 労働委員会委員
- (10) 収用委員会委員
- (11) 海区漁業調整委員会委員
- (12) 内水面漁場管理委員会委員
- (13) 公害審査会委員
- (14) 土地利用審査会委員
- (15) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に掲げる特別職に属する職員中前各号に掲げるもの以外の特別職に属する職員（県議会に属する者を除く。）

（常勤の職員の給与）

第2条 特別職の職員中常勤の職員（前条第15号に掲げる職員を除く。次条第4項において「特別職常勤職員」という。）の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。

第3条 前条に規定する給料月額、別表第1による。

- 2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、次項及び第4項に規定する事項を除き、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。
- 3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員給与条例第17条第2項の在職日数は、特別職常勤職員として在職した日数（当該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員として在職した日数を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる者が、人事交流等により引き続き特別職常勤職員となった場合は、当該各号に掲げる者として在職した期間は、同項の在職日数に算入する。

- (1) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員にあっては、知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）
- (2) 国家公務員から引き続き人事交流等により佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号。次号及び第4号において「退職手当条例」という。）第7条第5項第2号に規定する地方公共団体等（以下この号において「地方公共団体等」という。）の職員となった者（非常勤の者（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職の職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の適用を受ける職員（第5号及び第6号において「県職員」という。）としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体等の職員であった場合を除く。）
- (3) 国家公務員から引き続き人事交流等により退職手当条例第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となった者のうち知事が定める者
- (4) 国家公務員から引き続き人事交流等により退職手当条例第8条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員となった者のうち知事が定める者
- (5) 国家公務員から引き続き人事交流等により県職員となった者で、県職員から引き続き公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第13条第1号に規定する退職派遣者となったもの
- (6) 前各号に規定する者から引き続き人事交流等により県職員若しくは当該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員となった者又はこれらの者から引き続き当該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員となった者

（非常勤の職員の給与）

第4条 特別職の職員中非常勤の職員（第1条第15号に掲げる職員を除く。）の受ける報酬の額は、別表第2による。

（その他の職員の給与）

第5条 第1条第15号に掲げる職員（県議会の議員の職にある者を除く。以下「その他の職員」という。）の受ける報酬の額は、勤務1日につき2万4,300円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。

（重複給与の調整）

第6条 特別職の職員中常勤の職員、及び一般職の職員が非常勤の職員の職を兼ねるとき、又は特別職の職員中非常勤の職員が常勤の職員の職、若しくは一般職の職員の職を兼ねるときは、その非常勤の職員として受けるべき給与を減額して支給することができる。

(旅費及び費用弁償)

第7条 特別職の職員（その他の職員を除く。）の受ける旅費及び費用弁償として受ける旅費の額は、別表第3による。

2 その他の職員が受ける旅費及び費用弁償として受ける旅費の額は、常勤の職員の受ける旅費との権衡を考慮して知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。

(給与等の支給方法)

第8条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償として受ける旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。ただし、これにより難しい場合は別に知事が定める。

別表第1（第3条関係）

常勤の職員の給料表

職名	給料月額（円）
知事	1,260,000
副知事	990,000
教育長	810,000
常勤の監査委員	600,000

別表第2（第4条関係）

非常勤の職員の報酬表

職名		報酬の額（円）
教育委員会	委員	月額 172,000
公安委員会	委員長	月額 200,000
	委員	月額 172,000
選挙管理委員会	委員長	日額 28,600
	委員	日額 24,300
監査委員	県議会議員の中から選任された委員	月額 131,000
	識見を有する者の中から選任された委員	月額 228,000
人事委員会	委員長	月額 200,000
	委員	月額 172,000
労働委員会	会長	日額 28,600
	委員	日額 24,300
収用委員会	会長	日額 28,600
	委員	日額 24,300
海区漁業調整委員会	会長	日額 28,600

	委員	日額 24,300
内水面漁場管理委員会	会長	日額 28,600
	委員	日額 24,300
公害審査会	会長	日額 18,200
	委員	日額 17,200
土地利用審査会	会長	日額 18,200
	委員	日額 17,200

別表第3（第7条関係）

旅費及び費用弁償額表

職名	旅費額
教育長	副知事の受ける旅費に相当する額
教育委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
公安委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
選挙管理委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
監査委員	副知事の受ける旅費に相当する額
人事委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
労働委員会委員	副知事の受ける旅費に相当する額
収用委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
海区漁業調整委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
内水面漁場管理委員会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
公害審査会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額
土地利用審査会委員	9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額

備考 「9級の職務」とあるのは、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表により定められた当該級の職務をいうものとする。